

東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱

	平成10年8月21日	10衛 医 救第 211号
	平成14年3月20日	13衛 医 救第1033号
一部改正	平成15年4月15日	14健 医 救第 739号
一部改正	平成15年7月3日	15健 医 救第 204号
一部改正	平成16年7月27日	16健 医 救第 295号
一部改正	平成17年4月1日	16福保医政第1450号
一部改正	平成18年11月16日	18福保医救第 520号
一部改正	平成20年8月15日	20福保医救第 330号

第1 目 的

この要綱は、「東京都災害拠点病院設置運営要綱」に基づく災害拠点病院の整備に対して補助金を助成することにより、災害時における医療施設の機能の低下を防ぎ、重症者の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 補助対象者等

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げるものとする。

1 補助対象者

東京都災害拠点病院の開設者。ただし、国並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

2 補助対象事業

東京都災害拠点病院として必要な施設整備に係る次に掲げる費用

- ア 新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
- イ 備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
- ウ 自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
- エ 受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費

ただし、ウ及びエについては、原則として、新築、増改築に伴う整備を対象とする。

第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、施設整備にかかる次の1及び2により算出された額を都の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- 1 別表 1 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1 により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0.66 を乗じて得た額を交付額とする。

第 4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度 6 月 30 日までに別記第 1 号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

ただし、必要によっては、知事があらかじめ定める日までに申請することができる。

第 5 補助金の交付決定

知事は、第 4 の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは第 8 に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

第 6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 4 に定める規定に従い毎年度 12 月 20 日までに行うものとする。

第 7 申請の撤回

申請者は、第 5 の規定による補助金の交付決定の通知を受けたのち、当該通知に係る補助金の内容又は条件に異議があるときは、交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 8 交付の条件

この補助金の交付の条件は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に基づき、次のとおりとする。

1 建設工事契約手続

補助事業に係る工事の契約については、福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費補助金に係る契約手続基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）によるものとする。

2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別

の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1)の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。

(4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

3 承認事項

補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、その限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。

(2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

なお、施設整備補助事業にあつては、事業実施状況について別記第2号様式により、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、10の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

7 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別紙第3号様式）を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

8 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、及び補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、事業実績報告を別記第4号様式により、指定する期日までに知事に2部提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。
 - エ 東京都災害拠点病院設置運営要綱に違反して運営したとき。
- (2) 10の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

12 補助金の返還

- (1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) 11の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

13 違約加算金及び延滞金

- (1) 10の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 違約加算金の計算

知事が13の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

15 延滞金の計算

知事が12の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって

管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

17 財産の処分

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。

第9 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第6及び第8の7に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表 1

区 分	基 準 額	対 象 経 費
施 設 整備費	<p>1 補強が必要と認められるもの (1)に掲げる基準面積に(2)に定める知事が別に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(1) 基準面積 2, 300 m² (2) 単価 知事が別に定める額</p> <p>(注) (1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 (2) 大規模地震指定地域病院における補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。</p> <p>2 備蓄倉庫 1カ所につき、知事が別に定める額</p> <p>3 自家発電装置 1カ所につき、知事が別に定める額</p> <p>4 受水槽 1カ所につき、知事が別に定める額</p> <p>(注) (3) 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽については、原則として、新築、増改築に伴う整備を対象とする。</p>	<p>東京都災害拠点病院施設として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>